

正 誤 表

「建設業・不動産業に係る印紙税の実務」（平成 30 年 7 月 10 日発行 初版第一刷）の記述に誤りがありましたので、お詫びの上、以下のように訂正させていただきます。

税務研究会出版局

P131 （⑦の覚書）

（誤）

契約金額が計算できることにより、通則 4 のニの規定により記載金額 720 万円 の第 2 号文書に該当します。

※記載金額（110 万円-100 万円）×6 か月+110 万円×6 か月=720 万円

（正）

契約金額が計算できることにより、通則 4 のニの規定により記載金額 390 万円 の第 2 号文書に該当します。

※記載金額（110 万円-100 万円）×6 か月+110 万円×3 か月=390 万円